

(資 料)

電気事業法施行規則第90条第5項に基づき、
中部電力株式会社の申請に係る電気供給規程
の変更の認可に関し、通産省開催の参考人公
聴会における、中京大学法学部教授 橋詰洋三
の陳述意見

橋 詰 洋 三

通商産業大臣 中曾根康弘は、昭和49年5月7日、中京大学法学部教授 橋詰洋三に対し、電気事業法施行規則第90条第5項の規定に基づき、中部電力株式会社（代表取締役加藤乙三郎）の申請に係る電気供給規程の変更（電気料金の値上げ）の認可について参考人として意見の陳述をなすべきことを要請した（通商産業省・49資庁第11942号による）。

中京大学法学部教授、橋詰洋三はこの諮めに応じ、2日後の5月9日、名古屋市中区3の丸2丁目5番2号名古屋通商産業局において、以下掲記の参考意見を陳述した。

中部電力株式会社および同社を含む電力9社の今次値上げ申請率はそれぞれ次掲表Ⅰ、表Ⅱのごとくであるが、9社平均で63%弱という尨大なものであり、このうち特に中部電力は、77.74%という業界最大の値上げ率（申請）であった。

表1 中部電力の値上げ申請率

契約種別	対象需要等	1kwhあたり 平均単価(円)		値上率 (%)
		現 行	改 定	
定額電灯	街路灯, アパートの共同灯等, 小規模家屋	6.57	7.78	18.40
電灯甲乙	一般家庭, 街路灯	12.17	15.79	29.71
電灯丙	商店, 中小事務所	11.92	18.10	51.84
電灯計		11.97	16.13	34.74
業務用電力	ビル, 百貨店	8.47	16.01	89.00
小口 { 低圧電力	小規模工場 (50KW未満)	9.69	17.12	76.63
	500KW未満産業用	5.89	11.79	100.00
大口 { 高圧電力甲		7.18	13.59	89.31
大口 { 高圧電力乙	2,000KW未満産業用	5.38	10.73	99.36
大口 { 特別高圧電力	2,000KW以上産業用	4.15	8.65	108.46
大口 { 計	—	4.33	8.96	106.81
特別深夜電力	温水器, 蓄熱暖房器	4.35	8.27	90.19
農事用電力	かんがい排水, 育苗栽培	5.01	8.95	78.39
電力計		5.33	10.59	98.50
電灯電力計		6.51	11.57	77.74

表2 電力九社の電気料金と値上げ率 (1キロワット時当たり円)

	電 灯			電 力			平 均		
	現行平均単価	改定平均単価	値上げ率(%)	現行平均単価	改定平均単価	値上げ率(%)	現行平均単価	改定平均単価	値上げ率(%)
北海道	11.71	15.21	29.92	5.82	9.57	64.42	7.59	11.26	48.41
東北	12.90	16.56	28.39	5.02	9.10	81.27	6.81	10.79	58.52
東京	11.71	15.97	36.32	5.53	10.55	90.70	7.08	11.91	68.16
中部	11.97	16.13	34.74	5.33	10.59	98.50	6.51	11.57	77.74
北陸	11.75	15.44	31.44	4.69	8.39	79.13	5.71	9.42	64.89
関西	11.77	15.76	33.89	6.43	10.50	63.31	7.59	11.64	53.40
中国	11.17	15.42	38.08	5.12	9.56	86.70	6.32	10.72	69.68
四国	12.90	16.58	28.51	6.34	10.34	63.09	7.68	11.62	51.22
九州	12.55	16.49	31.42	6.22	10.53	69.33	7.90	12.11	53.32
平均	11.94	15.99	33.86	5.65	10.21	80.52	7.06	11.50	62.89

今次値上げ申請にかかわる公聴会は、消費者などの一般公募者より賛否各50名づつが選ばれて既に5月7,8の両日開催されたのであるが、その選任方法等をめぐり通商産業省と愛知県春闘共闘会議（山田将資議長）間に紛糾を生じ、その解決策として新たに学識経験者などの参考人による意見陳述を諮める本公聴会を特別に設置することに決した経緯があった。なお引用資料中特に出典の明記なきものは日本労働組合総評議会「低福祉・高負担の電力料金値上げ案の問題と対応策」によるものであることをお断りする。

（目 次）

一、はじめに

二、企業の社会的責任論（総論）

三、企業の社会的責任論（各論）

—— 電力事業の公益性と料金値上げ ——

1. 序論 —まじめさを欠く中電経営者—
2. 事業の公益性論 —スト規制法との関連において—
3. 電力料金論
4. 深夜特別料金問題
5. 政治献金問題
6. 中電労組は何を考えている？

四、避けられる大幅値上げ

—— 今次値上げの問題点 ——

1. 今次値上げの性格
2. 需要伸び率の計算基礎の問題点
3. 隠し利益はないか
4. 原価計算にごまかしはないか
5. 原子力発電の促進を狙う意図が隠されてないか

五、おわりに

一、はじめに

本参考人は、今次電気料金値上げ案に関し、反対の見解に立つ者であります。その理由とするところの大半は昨日、一昨日の一般公聴会において或いは本日陳述された参考意見のいくつかにおいて既に有力に主張されていたところでもあり、いたずらに屋上屋を重ねる論義のくり返しは無益というべきであることを知っています。しかしまた既に明らかにされている意見にも拘すべきものは少なからずあります。

したがってその重要なものについてはあえて再び取り上げることをおそれず、ただ今日の我国産業界一般において、もっとも稀薄化し、それ故に多くの社会不安を醸成せしめている企業経営者の社会的責任感覚の欠落を訴えつつ、今次値上げ申請も亦こうした性格を濃厚に帯びるものであることなどを中心に、若干の私見を付加しつつ、反対論を体系化することを考えたいと思っております。

願わくば中部電力労使におかれては、問題の重要性とその波及効果の重要性を再確認されるとともに、通産当局にあらわれても従来公聴会制度につき、「値上げ促進の隠れみの」、「お茶にごし公聴会」の世評高きことに御留意あらわれて、抜本的御検討を賜るよう祈念する次第です。

二、企業の社会的責任論（総論）

1932年、ハーバード大学法学部教授の、E・メリック・ドッド Jr. は、「経営者は、誰のために、企業経営を託されているか」と題する著名な論文¹⁾を、著しました。

この論文の中でドッドは、企業の存在目的にふれ、企業はその株主のために、利益をもたらすだけでは、不十分であることを強調しました。すなわち企業は、第二にその従業員のためにも、第三に消費者のためにも、そ

して、第四に、まさに公益のために利益をもたらすものでなければその社会的存在意義を欠くと説いたのでした。

産業資本主義の発展段階において右の提起を行なったこの論文は、爾来、産業社会における企業のありかたに関する欠くべからざる一つの指針を示したものとして、しばしば引用されることとなりました。資本主義法は、企業の存在が、強度の社会的有用性をもたらすとの判断から、その保護のために種々の配慮を加えています。

まず企業は、その経営破綻によって株主に一定限度以上の損害を与えることがありません。個人事業主は事業の倒産で、一切の個人財産も失うこととなりますが、企業の倒産はたかだか株主の出資金を、ゼロにするにすぎないこと、次いで企業経営に対しては税法上、極めて厚い優遇措置がとられていること、などを想起すべきです。

しかし企業が、期待された社会的有用性を発揮しないどころか、有害な働きをする場合にまで、この過保護ともいえる政策は維持されなければならないのでしょうか。そのことをつくづく考えさせられる昨今です。

まことに経営者の不徳義は目にあまるものがあります。たかいベアをもたらしたとされる昨年及び今年の春闘ではありましたが、平均20%、30%ともいわれるベアも、それぞれ30%台、40%台という狂乱的物価高騰の下では、賃下げの効果しかもたらさず労働者の家計は一段と苦しくなっています。半面紅燈の巷に、社費を乱費する経営者の数は一向に減りません。交際費免税の法人税法がこれを奨励しています。しかし、これは犯罪行為というべきです。

カネミライスオイル、森永ミルク両事件に見られる、食品公害に対する企業の対応は、全く消費者を愚弄しきったものでした。

水俣新日本窒素、富山イタイイタイ、新潟水俣、四日市コンビナート各事件に代表される企業公害は、公衆の、いのちと健康をむしばむことで莫大な利益を挙げて来た経営姿勢の必然的結果にすぎません。

殖産住宅脱税事件、中日スタジアム背任事件はいずれも、大企業のトッ

ブ経営者には、株主を騙すことにさえ、罪の意識の薄いことを教えています。今や大企業は犯罪集団に墮落しました。

だがそれらのことの本当の恐ろしさは、実は別のところにあります。先に挙げたしごく当然のドッドの公理も、わかりやすく民衆の圧倒的支持を受け易いその内容故に又、悪用されかねないからです。かつてナチズムは全体主義思想の基幹に、企業の反社会的活動の払拭を掲げました。そして、企業の暴利を規制すると称しつつ、その実、自由競争の原理を破壊し、国民の権利と自由とを踏みにじったのでした。²⁾

昨年来の異常インフレは、石油危機を奇貨とする企業群の便乗値上げ、売りおしめ策に源を発するものではありませんでしたが、他方戦後一貫して自己資本率が低下しつづけ、企業資金の大部分を他人資本（借入金）でまかっている大企業にとっては、負債の目減りという効益をもつものでした。³⁾ この間通産省を代表とする、国民の消費生活に責任を負う行政当局が、極めて手ぬるい対応をしか示さず、まさに経営と行政の癒着といわざるをえない実状が、あきらかにされたことで国民の怨嗟の声は街頭にあふれました。灯油の売りおしめで老人やいたいけない子供がストーブの暖を取ることすらできなかったこの冬、名古屋の石油基地には大量の灯油が値上りを待って隠匿され、そのひとつである三菱商事の隠匿分だけでも名古屋全市の一冬分の需要をまかなうに足る量であったといわれるのに、その事実を県春闘共闘会議に指摘されながら名古屋通産局は、たった1名の職員をわずか2時間ほど調査に派遣しただけで、企業側の言い分をうのみにした事実と反する調査結果を公表、結局企業の悪徳商法擁護の役割だけを100%果たしてしまったことは我々の記憶に新しいところです。⁴⁾

この様に企業と行政官庁が一体であるかの如き不信感を我々がもたざるを得ないのは、従来行政官庁の中でも最も企業よりの性格が強いと言われてきた通産省独自の性格に基づくというよりは、むしろ産業と政治との一体性が随所で指摘されざるをえない、より根源的な我国の上部構造によって規定されているということができるところでしょう。そして、その遠因はまさ

に企業の特定期党に対する巨額の政治献金の悪弊にあることは疑いを容れない事実です。中部電力にかかわるこの問題に関しては後に改めて取り上げる所存です。

なお今時料金値上げに関する通産省の対応についても、卒直にいて極めて不愉快な感情をいだかざるを得なかったのは残念でした。電力九社の値上げ申請日と順位につき、通産事務当局は、電気事業法にかかれていない行政指導を行ない、第一グループの東電・中電の電力・電燈の料金格差をいずれも従来の2.1倍から1.5倍程度に縮小させ、両者の齟齬を馭除しつつ他方、申請準備の万全ではなかった中電の尻をたたいて東電との日程あわせを無理じいした舞台裏は、当時新聞の詳報したところでしたし、⁵⁾ また昨日、一昨日の公聴会の終了をまって、月内には値上げを認可する腹づもりであること、申請より10%以上の上げ巾圧縮はしない方針であることなどは最近の各紙の等しく憶測しているところであります。⁶⁾ このことは一定の値上げを内定しつつ、それをめぐって生ずる国民の動揺を公聴会の開催をかくれみのに鎮撫しようとしていることを示すものにほかならず、民意を行政に反映させるべきことを本意とする公聴会制度を、官僚的に形骸化しようとするものにほかならないのです。行政は今や国民の方を向いていないと言わざるをえないことを心から悲しみます。

むなしい上にもむなしい仕事をしつつあるのだという寂莫の実感を抱きつつ参考意見の陳述を、参考人はいま行なおうとしているのです。

- 1) Dodd, "For whom are corporate managers trustees", Harvard Law Review, vol. 45, p. 1145.
- 2) 橋詰洋三 論説「企業の社会的責任」名古屋タイムズ昭和48年12月3日（名タイ評論）参照。
- 3) 橋詰洋三「74年春闘に思う」『現代労働法の諸問題』（昭和49年版）427頁。
- 4) この事実関係を報道したものとして例えば昭和49年3月27日付（朝刊）、中日「名通産局隠し灯油見逃す——名港の石油基地、ずさんな調査わかる」、朝日「灯油調査はずさん——愛知春闘共闘会議 通産行政厳しく追及」、毎日「愛知春闘共闘会議、灯油責任の責任迫る」など参照。

- 5) 昭和49年4月5日付朝日「電力値上げの裏表〈中〉」
- 6) 昭和49年4月25日付毎日「九社一斉認可も、山下次官語る」

三、企業の社会的責任論（各論）

——電力事業の公益性と料金値上げ——

1. 序論——まじめさを欠く中電経営者——

以上一般企業の社会的責任について述べ、その責任が大幅に懈怠されている現状を批判し、そのよってもたらすであろう危険性を警告してきたわけですが、人あるいは四大公害訴訟企業、食品公害諸企業、はては脱税・背任などの悪徳企業と中部電力を同列に置こうとする参考人の所見を、いちぢるしく妥当性を欠くと批判されるかも知れません。

しかし企業のうちでもとりわけ電力事業は、きわめて高度の社会的責任が賦課されており、安易な料金値上げや、万人を納得せしめえないで、疑問点を残しつつ強行される料金値上げは、それだけで反社会的行為の烙印を押されても止むをえないものであること、このことを電力事業の労使は真摯に考察されるべきであることを、参考人は強調したいのであります。

申すまでもなく電力事業は、その徹底的な事業独占体制をはじめとし、各種の立法によってその経営の安泰な遂行を保障されています。それらの内容は後に述べるところですが、超過保護的法的規制がなされている最大の理由は、電力を安価にかつ安全に供給しつづけることが、国民生活の維持にとって極めて重要な要素であることに由来する事実を、電力事業の経営者は率直に認識すべきであります。

この社会的責任の本質を曲解し、電気を利潤を収めつつ供給しつづける体制を維持することのみをもって経営者の社会的任務であると公言し、それ故料金値上げは不可避であると論ずる経営者がもしあるとするならば、言語道断であります。

こうした点との関連から、中部電力の従来^{ラク}の経営姿勢及び今時値上げ申

請における姿勢は著しくまじめさにおいて欠くるものであることを指摘せざるをえません。以下電力事業の社会的責任の高さを、その事業の公益性論および、電力料金論の二面において論じ、かつ経営姿勢におけるまじめさを、深夜特別料金問題および政治献金問題の2点において指摘します。併せて現代社会における新しき時代思想を分析しつつ、中電労使の再考を要請したく考えます。以上の5点を順をおって述べる所存です。

2. 事業の公益性論——スト規制法との関連において——

現代の我国にあっては、憲法28条によって団結権・団交権・争議権のいわゆる労働基本権が全ての労働者に保障されていること、そのことが天皇主権の大原則の下で国民に専制と隷従を押しつけた旧憲法と現憲法との根本的な違いの一つであることを知らない者は誰もいません。しかるに憲法の規範を具体化すべき実定諸法においては、この原則を無視し、労働者の基本権を剝奪するものが散見されることも残念ながら事実であります。その代表的なものとして官公労働者の争議権を剝奪している公労法や国家並びに地方公務員法、電力事業や石炭産業の争議行為を実質的にほとんど禁止している「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」、すなわち、いわゆる「スト規制法」をさしあたりあげることができます。前者についてはすでに法改正による争議権の解放が真剣に議論されるに到っており、国際世論・国際立法もまた同様の方向をたどっているが如くです。しかるに後者については、不思議なことにそのような論議をいまだ寡聞にして本参考人は知るにいたっておりません。もとより本参考人といえども、右の点に関する独自の学問的批判点を明らかにして、立法論におよぼうというのではありません。いまはそれにふさわしき時でもまた、ふさわしき場所でもないことを知らないではありません。ただこの法律の生まれてきた過程をかえりみながら、かかる異例の法的保護を受けている電力事業の特殊的性格を述べようとするにとどまります。

昭和26年9月、我国政府は社会主義国を除外して、アメリカを中心とす

る資本主義陣営とのみ単独講和条約を結び、同時に日米安全保障条約、いわゆる旧安保条約を締結しました。この外交政策の当否は別として、当時これに対する激しい労働攻勢の展開が予想されたことから、破壊活動防止法・ゼネスト禁止法・労働3法の改悪等一連の弾圧法規を政府は準備したのでした。

まず講和・安保の2条約、いわゆるサンフランシスコ条約締結の前後、労働者と治安警察との衝突が多くの騒擾事件を生みだし、ついに昭和27年5月1日に到って「血のメーデー事件」の発生をみました。これを奇貨として弾圧立法制定の必要性を説いた政府は、数次にわたる政治ゼネストによる抵抗を排除して破防法の国会通過と公布・即日施行に成功しました。もっとも、制定過程における労働者の抵抗運動の強さにこりたためかこの法律の有効な発動が、今日まで控えられていることは注目に値します。

破防法に続き政府はゼネスト禁止法の制定と労働組合法の改正をも企てましたが、これらはついに実現せず、ゼネスト禁止法にかわってそのミニマムの代案として制定されるに到ったのが「緊急調整制度」と「スト規制法」でした。昭和27年秋冬の、再軍備反対・大幅賃上げをスローガンとして闘われた炭抗及び電気産業労働者の争議行為の圧力に恐愕した政府は、公聴会その他一般世論の反対を押し切ってスト規制法を成立せしめたわけです。

この法律によって電気事業における争議行為の方法だけについて述べても、「電気の正常な供給を停止する行為」（停電スト、電源スト）及び「電気の正常な供給に直接支障を生ぜしめる行為」（野放し送電）が禁止され、その結果、電気事業にあっては残されたストライキの手段は、集金スト・検針スト・株式ストなどのいわゆる事務ストだけとなり労働組合は決定的な闘争力、実質的争議権の大半を剝奪されることとなりました。

いったい争議行為が種々の形で第三者ないし公衆にしばしば重大な迷惑を及ぼすことは当然不可避のことで、さればこそ、もし争議権が確立されていなければ、争議行為によって労働組合は民刑事上の種々の責任をまぬ

がれ得ないわけなのです。これを逆にいうと、争議権を確立し争議行為に対する民刑事の責任を阻却するという事の中には本来的に、争議行為に必然的に伴う第三者ないし公衆の迷惑を、余儀なきこととして法が許容する趣旨が含まれているのです。このことを一層内容的に言えば、国家は労働者の生存権の擁護を、第三者ないし公衆の日常生活上の個々の便益の保全にまさって緊要なことと考えればこそ、争議権を保障しているのです。しかるにスト規制法は、明らかに生存権に対して日常生活上の個々の便益を優越せしめたもので、この点にまず価値判断の倒錯があるといわねばなりません。¹⁾

しかしスト規制法は、その制定の沿革の示す通り、すぐれて治安立法的性格を帯びたものでありましたから、治安政策上の特殊的存在理由を欠くにいたっている今日、再びその妥当性なり、新しき存在理由なりが問い直されなければなりません。

参考人は、労働法学者として他の多くの研究者同様この法律の妥当性に強い懐疑の情を抱くものですが、百歩を譲ってもこの法律による経営の優越性を承認するとするなら、他方で、経営者は、消費者に対し、それに見合う高度の経営責任を負担すべきことを主張せざるをえません。それはその根拠にいささかなりとも疑念のある料金値上げの如きを安易に口にしないということにはほかなりません。

1) 橋詰洋三「現代労働法の諸問題」90～95頁参照。

3. 電力料金論

電気料金が公共料金であることは言うまでもありませんが、近代化した今日の家庭生活においては、電気は、水や空気や日光と同様、人間の生活機能を維持するに必要不可欠な要素にさえなっております。

したがって電気料金が値上げされることは他の公共料金が値上げされることとは比較にならない位、大きい心理的影響を国民にあたえるのです。

またすべての産業は電力なくしては稼動しえませんが、電力の値上げが製品コストに反映するであろうことは当然です。政府及び電力会社は家計の消費支出に占める電気料金の割合が47年度実績で1.8%にしかすぎずまた、製造業の生産額に占める電力料金支出の割合は昭和45年度で1.08%であったにすぎないことを強調し、他方また今日の値上げは家庭料金については3段階通増方式を採り、月間百キロ以下を比較的安くしたことを理由にあげて、社会生活にそれほど大きな変動を与える値上げでないことを強調しております。しかしながら政府及び電力会社があげる数字の範囲でのみしか生産会社が生産コストをアップしないという保障は全く無いわけですし、またすでに多くの指摘があるように、月間百キロ以下の電気の消費で家庭生活を十分に維持しうる国民はほとんど存在しないことも明らかなどころです。一方我々は電気税を上乗せされて徴収され、いっそう大きい負担を押しつけられるという事実を忘れては困ると申さなければならぬのであります。今回の料金値上げ率は、中部電力についていえば九電力中最高率の、77.74%という膨大な額です。これは前々回の中電の値上げである昭和29年の18.1%、前回の値上げにあたる昭和40年の7.9%と比較しますときわめて大幅な値上げ率です。このまさに革命ともいえる値上げのショックが昨年来つづいて来ているインフレーションを更に推進することは火を見るよりも明らかです。又現在の経済変動の中で、預貯金が日一日目減りして行き、最低限度の生活の維持すら困難になりつつある多くの国民にとっては、値上げ率の多寡は前に値上げされる額そのものが家庭生活を逼迫することはいうまでもないのであります。およそ電気料金は、水や空気や日光と同様人間の生理機能を維持するために必要不可欠な要素でありますから、消費者たる国民はその料金の決定に関与する当然の権利を持っているわけであります。電気産業は政府によって地域独占性を保障されていることと平行に、消費者国民の右に述べた権利に対し充分これを尊重する義務を負っているのであります。現実には消費者は値上げ申請の基本的問題について極めてわずかな情報しか得ることができないのが実

情であります。つまり、今回の値上げの場合、最大の理由とされています、燃料費の増大について言えば、どの種の油をどのような価格で購入しまた将来においていかにその購入計画を変更する予定であるかということや、あるいは電力会社の経理内容の詳細について消費者は、有価証券報告書にもとづくデーターを入手しうるだけであります。まさに料金の決定過程から消費者は実質的に排除されているわけであります。この問題を解決する唯一の方法は、公聴会・審議会等において企業が卒直にデーターを出しそのデーターの正当性如何を消費者が自ら検索する機会を持つことではありますが、現実には一昨日来の公聴会がそうであったように真剣な反対論の分析に対して企業は応える姿勢を全くもっていないのであります。しかも、先にふれましたように通産当局はこの公聴会の終了をまってすみやかに料金の値上げを決定することを示唆しているのであります。

あるいはまた今回の値上げの主たる理由は燃料費の値上りとされているわけでありますが、かつて燃料費が下がった時代があり、そのために電力生産のコストが低下した時期があったのであります。この期間電力会社はわずか一社を例外として電力料金を値下げした実績を持ってはいないのであります。昭和35年以降の重油価格の値下り、火力発電の比重の高騰、さらに発電所の大型化が進み発電コストが低下した際にも電力各社は値下げを実施することなくその利益を急速に内部留保していったのであります。このような過去の不誠実な経営姿勢にかえりみると、単なる燃料価格の高騰を消費者に転化するだけの値上げ申請を、とうてい容認することはできないといわざるを得ないのであります。

4. 深夜特別料金問題

中部電力の経営姿勢が著しくまじめさを欠く例としてまず申し上げたいのは、深夜特別料金が今回大幅にアップされようとしていることでもあります。昭和39年以降中部電力は大手の家庭電気メーカーと手を組んで「お得な深夜電力の利用」を売りこみ、温水器、ヒーター、暖冷房機等を猛烈に

売りまくったのであります。これらの製品は急速に普及し、中部電力管内ですでに延べ50万世帯に及ぶ家庭がこれらの製品を購入したといわれています。¹⁾ このことはいかに現行の料金ですら一般消費者の家計を圧迫するものであるかということ、従って一般の消費者は少しでも安い料金で済ませることができるならば当初余分な設備費を払ってでもその後の料金の安さに飛びつかざるをえなかったということを示すものであります。もとより電力会社のセールス作戦の展開がなければこれほどには普及しなかったことと思われまふ。ところが今次の申請案ではこれらの特別深夜料金の電気代を一挙に90.19%上げてしまうという無茶なことをしようとしているのであります。これについては当初から、欺瞞行為によって相手の財物を奪取するという意図があったということを示すことは困難でありますから、刑法上の詐欺罪をもって中部電力を問責することは困難であるかもしれませぬけれども、中部電力ほどの大企業が50万世帯をこえる多くの消費者を相手に深夜料金は安いというキャッチフレーズで売り込んでおいてこの制度の普及をまち、普及し尽したという既成事実の上に乗って、一挙に2倍に近い値上げをするというやりかたは少なくとも詐欺的経営方法として道義的に問責されてしかるべきではなからうかと思うのであります。事業の公益性を忘れてその場限りの、騙しうちに近い経営を続けている電力企業の体質の一端を示すものといえないでしょうか。

- 1) 昭和49年4月4日付朝日「中電の値上げ申請 標準世帯で月505円増 深夜メーター温水器は一挙2倍に」参照。

5. 政治献金問題

電力事業、とくに中部電力の経営姿勢の問題点を示す第二の問題として、私は中部電力が極めて多額の政治献金を特定政党に行なっている事実をあげたいと思います。昭和49年度、中部電力は自民党に対し合計6千万円近い献金を行なっているのであります。¹⁾ 一方では消費者に苛酷な値上げを押しつけながら他方ではかかる多額の金員を特定政党に対して寄附し

ていることについてはまず経営の姿勢として極めて憂慮すべきであると同時に、他方法律的観点からみても問題が多いことを申しあげたいと思うのであります。一般論として、企業の特定期党に対する政治献金を企業法の枠内で認めうるか認めえないかという問題につきましても、周知の如く八幡製鉄株式会社の献金事件をめぐって、裁判所で大きい見解の動揺がありました。最高裁は政党政治が公共の利益に奉仕するものである以上企業が政治献金を行なうことは、例えば慈善事業に対する寄附とその公的な性格において^{ケイテイ} 径庭がないものであることを理由として、その合法性を宣言したのであります²⁾。これに対しては第一審の東京地方裁判所の判決³⁾がこれと全く逆の見解をうちたてていたことは広く知られているところであります。機能的にとらえた場合政治献金が、相対立する複数の政治的立場のうちの特定のものを選択して支援する客観的な性格をもつことを否定できない以上、単に政党が「公共の利益に奉仕する」という程度の発想からのみ、この問題を理解しようとする最高裁の姿勢に対しては重大な疑問があります。又、この判決に対しては法律学界において批判的目を向ける多くの学者が存在します。アメリカでは、すでに株主はその政治的信条において同一ではないという理由をもって企業が特定政党に政治献金することを、会社の合法的活動目的の範囲外であるとする判例が出ていますし、あるいはまたアメリカの別の裁判所では会社の政治献金は選挙人の権利の侵害になるとして、国民が政治意思の形成に参加する権利ないし秩序との関係からパブリックポリシー違反を構成すると判断した例があるのであります⁴⁾。人、あるいは政治献金の合法性を説いて、労働組合の革新政党に対する献金との同質性を以って抗弁されようと試みられるかもしれません。しかし、そもそも企業は営業の自由・社団形成の自由という市民法原理にもとづく団体であり、労働組合は団結権という市民法とは異質の性格をもつ団体なのでありますから、両者の献金の構造を同一の論調で把握することはそもそも不可能なのであります。ことに電力事業は公共性が著しく高く全ての利益を安価な電力を供給することに再投資すべき義務があるに

もかわらず、従来大手政治献金企業のうち、御三家のひとつと称されるほど多額の献金を電力各社はつづけてきております。そのことが我国の議会制民主主義を極めて不公正なものにしていく要因の一つになっていたことは明らかなところではありますが、企業経営者は、これは「オツキアイ」であると称し、将来においても従来程度の献金をつづけていく決意を明らかにして、少しも恥じるところがないのであります。⁵⁾ 消費者に対しては高率の値上げを、政治権力に対しては多額の献金をというふうに両手をたくみに使い分ける現在の電力事業の経営者の姿勢には、決してまじめさが有るとはいえないと思うのであります。

- 1) 昭和49年4月20日付朝日「政治献金年6千万円 春闘共闘に中電が回答『こんども続ける』」参照。
- 2) 最高裁昭和45年6月24日判決・民集24巻6号625頁。
- 3) 東京地裁昭和38年4月5日判決・下級民集14巻4号657頁。
- 4) 富山康吉「株式会社へのなす献金」民商法雑誌47巻3, 5, 6号参照。
- 5) 昭和49年4月20日付朝日前掲記事。

6. 中電労組は何を考えている

中部電力は今3月期決算において、2%の減配と役員賞与のゼロを決定したと伝えられています。¹⁾ 申請中の電気料金値上げに向けて経営姿勢を正し、いわば「背水の陣」にあることを示そうとしたものであると中部電力は主張しています。

まず従来の配当10%は、いわゆる装置産業の、他業種における配当性向に比較してガス業とともに最高水準にあり、次位の鉄鋼に比しても22%ほど高く、純利益の社外放出率の割合が高きに失していたことは明らかです。増資の必要性がその理由として挙げられていましたが、現実には外部資金への依存率を高くする結果になっていました。

従って従来の配当を維持しつつなお大幅値上げを申請するのは消費者に対し一方的なシワよせを行なう不当なものであったわけですから少なくとも8%程度に減配することは常識の線だと言いうことができると思います。

電力九社は今時値上げ申請にあたり東京電力の4%減配を筆頭にそれぞれ2%程度の減配を決定しているようですが、それらはいわば当然のことを行なったにすぎないというべきでありましょう。

しかも現在電力会社の株式の60%以上は金融機関や大手の法人に所有されているわけですから、³⁾ 配当性向を高くすることはまさに企業利益に奉仕するものに他ならないわけであります。なお、役員賞与を0にしたことはかなり厳しい経営姿勢を示したかの如く見れないでもありませんが、本参考人にはむしろ今次大幅値上げに対する世論の反発をはぐらかすためのゼスチュアとしか思えないのであります。他方で巨額の政治献金をつづけることを明言し、あるいはまた一方では金や大鼓でうりまくった深夜特別料金制度の料金を一挙に倍額にするなどの消費者無視の経営姿勢を示しながら、わずか2千5百万円の役員賞与を返上することをもってその責任を糊塗しようとするのは私にとっては、極めて弥縫的なやりかたであると思われるのであります。むしろ、経営の社会的責任を完遂しながら妥当な水準の役員賞与金を計上することのほうがまっとうな経営姿勢であるというふうに思わざるを得ないのであります。

先に述べましたように中部電力の経営姿勢にはいくつかの疑問点があり、かつまた昨今の我国大手企業の経営が悪徳商法と呼ばれるような消費者無視のものであったことにかんがみれば、今回の決算案に示されたとされるいわゆる背水の陣なる姿勢にも、何らかの政策的・戦略的意図があるのではないかとつい思わざるを得ないのであります。

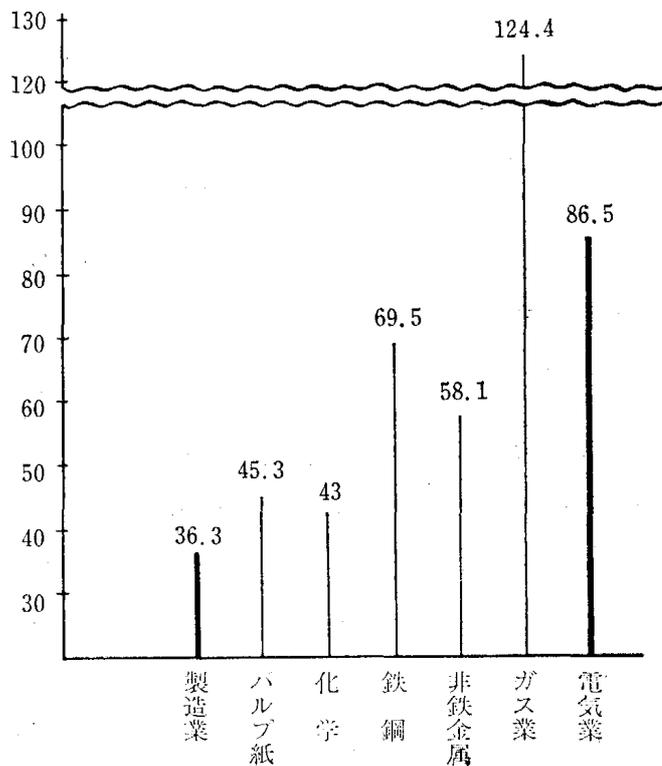
こうした中で私が最も期待したいのは現実に事業遂行に従事しつつある中部電力の労働者諸君が、今回の値上げが果して合理性を保有しうるものであるかどうかについて、何らかの意思表示をされることでもあります。思うに昨年以來我国の労働運動は、60年代の労働運動が主として高賃金を獲得することを主たる眼目として、⁴⁾ もっぱら自らの消費の拡大のために闘争力を発揮してきたのに対して、この2、3年、むしろ自らを含む国民全体の利益・国民全体の福祉のために闘争を展開するという、ひとつの特徴を示

すにいたりしました。

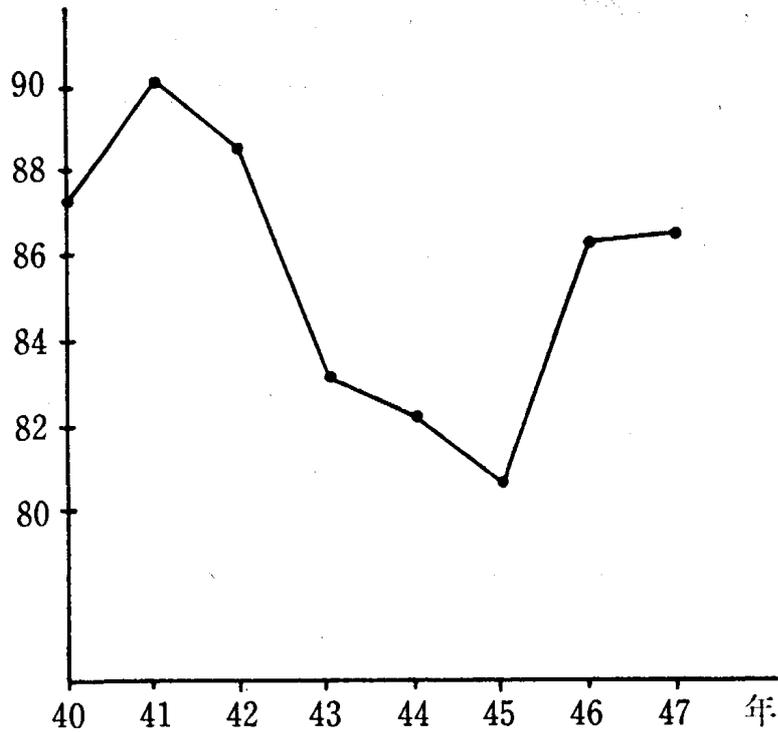
このことは単に労働運動が70年代に入って「様変わり」をしたということを示しているだけではなく、我国全体に新しい社会思想が定着しつつあることを示すものであります。空に青空を、子供達に健康をとのスローガンの下で各地に発生した反公害闘争は着々と成果をあげましたし、住民運動をバックに名古屋市をはじめとして多くの革新自治体が各地で生まれました。一連の公害訴訟における原告側勝訴の系譜のしめくくりに登場した熊本水俣公害判決は、人間の尊厳を犯すものは許さないとの前提のもとに「動植物の安全性に疑念を生じた場合には、企業はただちに操業を中止すべき」義務がある旨を述べて産業界にショックを与えました。またこれに先だつ四日市大気複合汚染公害訴訟事件において津地方裁判所四日市支部は、人間の尊厳を犯した企業はたとえその企業の経済性を失うことがあっても、全責任をもって被害者の救済にあたらなければならないと、極めて調子の高い判決をかいたのであります。こうした趨勢の中で、いきおい労働運動も、合理化によって奪われた職場における労働者人格の尊厳性を回復し、市民全体に高福祉を保障するために空前の規模で春闘を闘っているのであります。ひとことでいえば闘いの規模の拡大は、質と量の両面に見られたと表現することができるでしょう。まず前者については、要求が多様性を帯びたこと、同時に当然のことながら要求が政治的要求を含まざるを得なかったという副産物を産んだわけであります。国労、動労を中心に打たれた安全確保ストライキをはじめとし、例えば昨年4月17日の年金ストライキの如きはすべからく国民全体の安全と生命の維持を政府に対して要求したストライキでありました。この年金ストライキには54単産、353万人の労働者が結集するなど闘争規模は著しく拡大したのであります。今年の春闘もまたインフレを克服する大幅賃上げと並んで国民の低所得、低福祉の部分、たとえば身体障害者等に対して政府が暖かい手を差し伸べることを要求して果敢な闘いを展開してまいりました。このように労働者の闘いがここ数年大幅にその様相をかえ国民全体の利益を守るための闘

いを使用者や政府に対して要求しつつあるとき、⁴⁾ 私は少なくとも中部電力の労働者諸君も、今次値上げが第二、第三の大幅な競合インフレを誘発する可能性が明らかである以上、それに対して何らかの意思を表示されるべきであろうと考えるのであります。ことに、原価計算が妥当であるかどうか、隠し利益はないかどうか、減価償却は過大でありすぎないかどうか、など、現実に企業内のデータに直接ふれうる諸君の手によって、消費者が今訴えている疑問点の数々に公正な判断を提供すべきでありますし、特定政党に対する多額献金の是非を論じられるべきでありますし、また自らの手で売りまくった特別深夜料金制度が実は値上げ後の都市ガスよりも不経済なものにされてしまおうとしていることについての所感を示されるべきであります。これに反して、この期におよんでもなお自らの収入の拡大だけを念頭におき、経営者と口を揃えての値上げ合唱に終始されるならば、⁵⁾ その認識のなさを、その無責任さを、世間は失笑をもって評価せざるをえないであります。

- 1) 昭和49年5月3日付中日「値上げに望み託す中電、減配で『背水の陣』」
- 2) 電力事業の昭和47年度配当性向



電力事業の昭和40年～47年の配当性向



3) 電力九社の株式所有比率 (昭和47年度)

政府公共団体	6.3%	
金融機関	46.4%	
証券会社	0.2%	62.8%
その他法人	8.7%	
外国法人等	1.2%	
その他		37.2%

- 4) 橋詰洋三「74年春闘に思う」『現代労働法の諸問題』(昭和49年版) 427頁以下。
- 5) 中電労組委員長橋本孝一郎氏は、一般公募公聴会において、料金改定もやむなしとの公述を行なったと伝えられる(昭和49年5月8日付 朝日夕刊「欠席者目立つ中電公聴会2日目」による)。

四、避けられる大幅値上げ

—— 今次値上げの問題点 ——

1. 今次値上げの性格

すでに述べましたように電気が我国の家庭生活並びに生産活動の根源的要素となっていることからみれば、電気が一斉に大幅値上げされることは国民にいつそうのインフレ心理をかきたたせ便乗値上げを再度呼び、静まりかけたかに見える狂乱物価を再び爆発させる起爆剤になりかねないことは明らかであります。九電力中、値上げ申請幅が最大であった中部電力は、① 産業優先から福祉中心型へ、② 省エネルギーのための逡増料金の採用など時代の流れに適應した合理性を値上げ率の配分の中に具体化したことを強調しているようであります。

なるほど産業用で平均98.5%、家庭用で平均34.74%という値上げ率の数字からだけみると、産業より生活を重視した福祉型料金改定のようにみえないではありません。しかしながら今回の値上げは燃料費の上昇を主たる原因としているものでありますから、それが直接的に最も影響するところの使用電力量の面で、多く使う産業界には多く払ってもらおうという単純な考えが導入されただけのことであって、これまで発電コストより設備費の方が高がついてきたため割高料金となっていた家庭用値上げ率が相対的に低くなっているものにすぎず、何ら福祉実現志向型の政策料金であるとはいえないわけであります。他方では月間100K. W. 時以内という少量消費者に対しナショナルミニマムの制度を導入したことで福祉への配慮があると企業は主張するのでありますが、それも各種の電力供給の枠内において、多量使用者がその分を負担するというだけのことです。全体の枠では何ら変るところはなくたとえこれを福祉型政策料金と呼ぶにしても、まことに部分的なものであって、電力事業が大騒ぎで宣伝するほどのもの

ではないといわざるをえません。

以上主として経営姿勢批判を中心に、マクロ的に私見を述べてきたわけですが、もとよりそれらは以下に述べるところの今次値上げ申請における具体的疑問点の存在に裏付けされたものなのであります。ただ以下に述べるところは、一昨日・昨日の公聴会においても既に指摘され、本日も亦他の参考人の詳細に分析されたところでありますから、重複を避ける意味で本参考人はここでは簡単に問題点を指摘するにとどめることにした次第です。

2. 需要伸び率の計算基礎の問題点

御指摘申上げたい問題点の第一は、中部電力は47年度から53年度にいたる5年間の電力需要年平均推定複利増加率を8.9%としていることでもあります。この計算基礎は本年3月の第44回日本電力調査委員会の報告にもとづくものとされていますが、右報告は石油危機発生以前の同委員会試算(第42回委員会)に比較し、昭和49年以降の伸び率を一層高く規定するなど、¹⁾ エネルギー問題・インフレ問題を捨象しながら高度経済成長を前提とした、極めて合理的根拠に欠けるものであります。

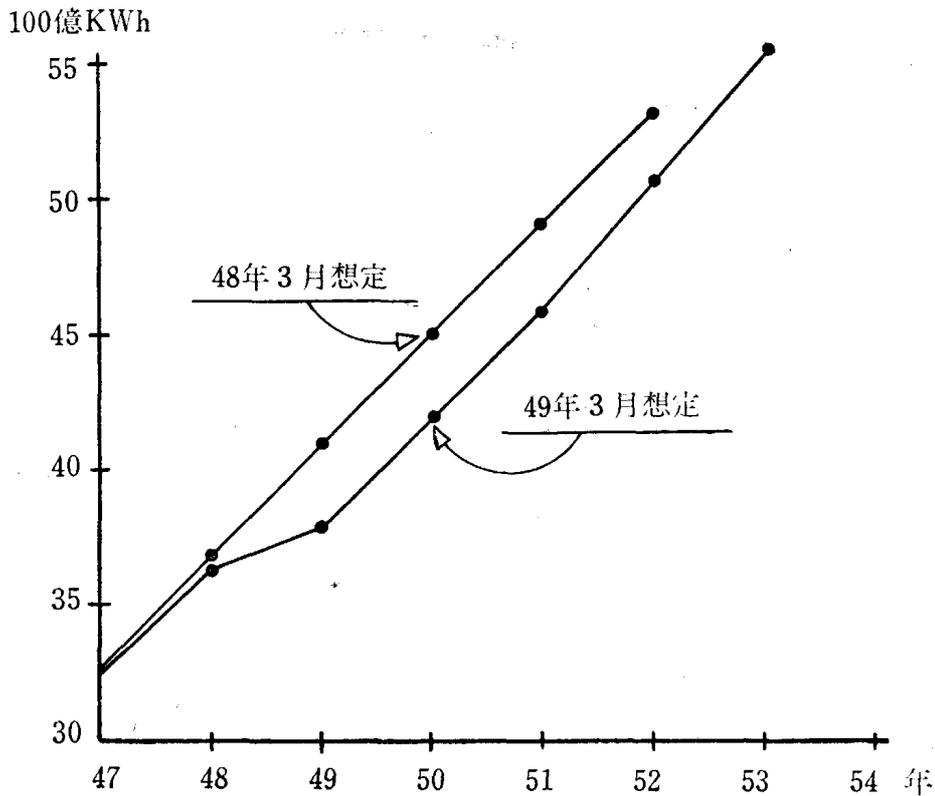
これは今次値上げの特色である、増増料金システムが需要抑制—省資源に効果の薄いことを当然の前提としているという理論上の矛盾点を持ち、インフレの増大を促進する需要増大によって、近年中に再び料金値上げを実施することを予想させるなど看過しえない問題点を内包するものであります。我々はこうした計算基礎を承認するわけには参りません。

1) 日本電力調査委員会による電力需要の想定

	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年	増加率 47~53
49年3月想定 (100万K.W.h)	328.130 (実績)	364.458 (推定 実績)	383.015	421.248	460.337	506.243	553.661	9.1%
前年比伸び率	11.2	11.1	5.1	10.0	9.2	10.0	9.4	
48年4月想定 (100万K.W.h)	328.543 (推定 実績)	367,519	406,204	447,895	488,254	531,430		10.3%
	11.2	11.9	10.5	10.3	9.0	8.8		

電力需要は、九電力及びその他事業者の合計で自家発電自家消費は除く。

電力需要の想定（9社及びその他合計）



3. 隠し利益はないか

中部電力の本年3月期決算は、経常収入と経常費用の差し引き総経常費バランスで、131億の赤字、減価償却費も今回、定率法を定額法に改めて75億の減、これらを合算して実質赤字200億以上との数字をはじき出しています。しかし昨年9月期決算においては、481億にのぼる退職給与引当金を筆頭に、原子力工事償却費、濁水準備引当金、海外投資損失金など諸引当金を563億6千7百万円計上し、各種準備金とあわせて1078億強の内部留保をため込んでいたのであります。1) 今期決算においてはこのうち原子力発電工事引当金の全てと、退職給与引当金のうち56億あまりをとりくずしてはいますが、後者は無税限度額超過分の中からのとりくずしにすぎず、法律上当然のことをしたまでです。これでもなお1000億近い内部留保をかかえており、このうち余剰留保と目される部分はなお相当額にのぼるものと解されます。

こうしたとり崩し可能財源は一種の隠し利益と評さざるをえません。

1)

中部電力の内部留保金

(単位: 万円, △は減)

	48年3月期	前期比	48年9月期	前期比
濁水準備引当金	260,000	0	108,900	△151,100
退職給与引当金	4,249,500	49,000	4,817,600	568,100
原子力工事償却金	562,000	130,300	562,000	0
海外投資損失金	80,300	8,100	80,300	0
公害防止準備金	67,900	37,700	67,900	0
諸引当金計	5,219,700	225,000	5,636,700	417,000
資本準備金	2,289,700	612,500	2,289,700	0
利益準備金	1,053,600	60,900	1,116,200	62,600
法定準備金計	3,343,300	673,300	3,405,900	62,600
剰余金計	1,536,800	83,200	1,735,600	198,800
内部留保金合計	10,099,800	981,500	10,778,200	678,400

4. 原価計算にごまかしはないか

この点については詳論を控えますが、総評試算によって燃料油費が会社申請では約300億円水増しされている可能性があると言及されています。また原価計算における固定費の配分方法は必ずしも合理的ではなく、その配分係数を変えることによって電灯原価を、中部電力の場合最少0.8%から最大6.44%減少させることが可能とされています。

5. 原子力発電促進を狙う意図が隠されていないか

今回の大巾値上げは、石油危機の波を増幅しつつ消費者にしわよせし、第二、第三の値上げをも示唆しながら、各地で反対運動の起きつつある原子力発電こそ、この隘路を扱う唯一の途であることを国民に印象づける手だてに使われる危険性が大であります。政府・電力業界とも、石油価格の高騰の結果、火力発電の発電コスト1KW当り8円が原子力発電の場合(1KW当り4円)の2倍にあたることを強調しています。しかし米国においてさえ軽水炉原子力発電は必ずしも成功しておらず、我国においても例えば関西電力美浜1号炉は、予定稼働率を大巾に下廻る実績しか挙げえていません。

原子力発電は、そのコスト中固定費が占める割合も高く、耐用年数も予想困難なうえ、ウラン価格の現状維持の見通しもなく、一旦事故が発生した場合には全発電所の稼働停止も不可避という不安定性もあり、現状のままその大量建設にふみ切ることは多くの問題があります。

特に火力発電所のもたらしつつある公害についてさえ、不誠実きわまる対応に終始している中部電力が、場合によっては人類の生存そのものに脅威を与える可能性の濃厚な原子力発電所を建設することには、卒直に言って不安を覚えざるをえないのであります。

五、お わ り に

以上申し述べて来ましたことを要約しますならば、中部電力の今回大巾値上げ申請には、基礎データ自体に多くの疑問のあるほか、従来の同社の経営姿勢にてらしても納得しがたいものがあり賛成できないということ、経営努力によっても吸収しえず、値上げも止むをえないことが客観的に了承される部分があるとしても、これを家庭用電気料金にはね返らすことは極力避けるべきだということ、従来産業との癒着、国民との遊離を批判されてきている通産当局は、声なき声を公聴会から汲みとり、英断をもって事の処理に当らねたいということでもあります。本日の朝刊の伝えるところによりますれば、ナショナルミニマムを申請の月間100KWから120ないし150KWにあげることを含めて、前向きな検討を通産当局は開始されたこととありますが、¹⁾ 例えそれが自民党の参院選対策含みのものであるとしても歓迎いたします。その誘因力は、公聴会において、自民党への政治献金を非難し、電力会社の経営姿勢を正すことに勢力を傾中された、値上げ反対論に立つ多くの公述人の熱意とそれを支えたマスコミ、国民世論であったことを、国民の多くは既に知りつくしていると信ずるからであります。

ただ単にナショナルミニマムの水準を変えるだけでは小手先すぎます。少なくとも家庭用電気料金は据え置き、公共施設や低所得者層には一定量を無料で提供するとともに、企業中、小零細企業に対しては大企業とは異なる料率を適用することを検討されたく思います。

また中部電力労組に対しても若干の苦言を呈しましたが、参考人の意の在るところを汲まれるよう切望します。中電経営者は、経営悪化を理由として従業員の労働条件を押し下げられるべきでないことは当然であります。念のため付言する次第です。

1) 昭和49年5月9日付朝日「家庭用電力割引料金部分ふやす主婦の声に通産省検討」参照。